

年金あれこれ～免除された国民年金保険料は追納できます～

追納によって、もらえる年金を増やすことができます

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べてもらえる年金の額が少なくなってしまいます。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

過去に国民年金保険料の免除制度や、若年者納付猶予制度等を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納を行なっていただくことをお勧めします。

追納を行う場合は、申し込みが必要です

最寄りの年金事務所で申し込みを行なっていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、納付書があ手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。

（口座振替やクレジット納付はできません）

追納に関する注意事項

①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

（例：平成29年4月分は平成39年4月末まで）

②承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611

または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500

これからの家庭教育～子どもと習い事～

現代は、言わずとも知れた少子化社会です。子どもの数が減少した（昭和40年の15歳未満の子どもの割合は25.6%、平成27年は12.7%）こともあって、子ども1人あたりにかける教育費が多くなり、習い事をしている子どもが全体の7割以上を占めています。習い事は、さまざまな技術が身に付くだけではなく、コミュニケーション能力を養い、自立心が身につくなど良い面が多くあります。

しかし、習い事にかかる親にとっての負担は金銭面以外にもたくさんあり、送迎や手伝いで休日が無くなり、本人が習いたいと言い出したはずがイヤイヤ続ける我が子へのメンタルケア。始めさせた手前、簡単にやめろと言うのも教育に悪いような気もして、親としては頭を悩ませてしまうのではないかでしょうか。

習い事自体は悪くないとはいえ、中には習い事を4つも5つも掛け持ちして大人より忙しい小学生というのも今の時代珍しくありません。

始めるときよりも辞めるときの方が大変な習い事。子どもが「習い事をしたい」と言ったときに「本当にその子にとって必要なのか」「何のためにやるのか」を考えさせて1～2週間後くらいにもう一度聞いてみる。そして、辞めるときの条件と一緒に考えることが大切です。

条件というと重々しく聞こえますが、例えば、「柔道で黒帯を取るまで続ける」「〇〇ができるようになるまで続ける」など、達成目標です。

親が「習い事をやめさせたい」と思う理由として「子どものストレスになってきたから」と言うものがあるそうですが、学習とは最初から負荷がかかります。困難な課題を用意して、練習を重ねてできるようになる。そこに楽しさや目標を自ら継続して持つていなければ、困難を乗り越える達成感や成功体験を味わうことはできないのでしょうか。

